

監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 の規定に基づく包括外部監査

選定した特定の事件

補助金等（補助金・負担金・交付金）の執行状況について

監査対象年度

原則として平成 22 年度(平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日)を対象とした。

監査実施期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 2 月 17 日

補助金等の一覧表（負担金を除く）

省略

瑞穂市における補助金の交付と問題

1 規則相互の適用関係に関する問題点と提言

（問題点）

瑞穂市補助金交付規則第 1 条は、「法令、条例又はこれに基づく規則に特別の定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。」と規定しているが、この文言からは、「条例に基づく規則」のみが瑞穂市補助金交付規則に優先して適用されると解釈できるため、現行の規則相互間で問題が発生する。

（提言）

例えば、岐阜県補助金等交付規則第 1 条においては、「法令、条例及び他の規則に特別の定めのあるもののほか」と定めており、瑞穂市補助金交付規則も「他の規則」という文言等に改正し、他の個別の交付規則との関係性を明確にすべきである。

2 規則と要綱の関係性に関する問題点と提言

（問題点）

補助金交付規則と全く同じ内容を定めているもの、規則との関係が不明瞭なもの、規則との関係で誤りがあるものがある。

（提言）

補助金交付基準である公益性の判断が各課によってばらつきが生じるのを防ぐために、補助金交付基準について統一的に定めた要綱を制定することを検討することが望ましい。

補助金交付要綱が定められていない補助金については要綱を制定すべきであり、その場合は内容を整理し、必要事項を網羅すべきである。また、個別の要綱と交付規則で全

く重複する条項は不要であり削除すべきであるし、交付規則と同じことを定めながら異なる内容を規定する要綱については、個別の規則にすることも検討すべきである。こうした要綱の整理により適切な補助金の交付が実現できることとなる。

3 補助金交付規則第3条の要件の検証が不足していること

(問題点)

瑞穂市においては補助金交付規則第3条において、特に公益上必要のある場合に限って補助金を交付できると規定している。地方自治法の規定よりも公益性の判断は厳格になるはずである。しかし、個々の問題点で述べるとおり、補助金交付の効果検証がなされたといえないもの、なされたとしても適切とはいえないものが多数存在している。一番肝心であるはずの補助金交付規則第3条の要件の検証が不十分であると考えられる。また、瑞穂市補助金適正化方針においても、地方自治法第232条の2の文言には触れられているが、瑞穂市補助金交付規則第3条が「特に」と定めていることに何ら触れられていない。

(提言)

規則、要綱という根拠の整理をした上で、瑞穂市補助金適正化方針を見直すべきである。その際には、補助金の交付が「公益上特に必要があると認められる場合に限り」可能であることを強く念頭に置いたものとするのが必須である。

4 最後に

上記指摘の問題点中、規則や要綱の問題性は、瑞穂市において、合併前に存在した穂積町、巢南町の要綱について統一基準を設けて新たな要綱を制定しなかったこと、県や他の市町村の規定を参考とする際に、その自治体ごとの実情や他の補助金の規定等に照らして検討することが不十分であったことなどが原因であると推測される。「法治行政」の基本に立ち返り、適切に補助金交付がなされることを期待する。

瑞穂市における負担金の交付と問題

1 瑞穂市補助金交付規則適用に関する混乱

(問題点)

瑞穂市補助金交付規則の適用のある負担金との区別は明確なはずであるが、名目にとられ、申請者が瑞穂市補助金交付規則を根拠として負担金の請求をしているケースが存在した。瑞穂市においては補助金交付規則の適用のある負担金とそうでない負担金の区別が適切になされているようであるが、各課の判断に委ねられており、統一的な基準が存在しないようである。

(提言)

瑞穂市補助金交付規則の適用がある負担金と適用のない負担金を明確に区別するために、同規則第2条第1項の定義の中に「相当の反対給付を受けないもの」という文

言を入れることを提案する。

また、瑞穂市補助金適正化方針においては、狭義の補助金と負担金を明確に区別することができないが、補助金と負担金ではそもそも根拠規定が異なるものであって同列に扱うことはできないと解される。よって、定義を設けて両者の区別を明確にし、その上で方針を見直すことが望ましい。

各補助金の個別問題点

1 自治会活動振興交付金

(結果)

(1) 手続の不備について

自治会への当該交付金は、交付要綱及び交付規則に則って適正に交付し、準拠しない場合は交付しないよう、厳格に対応すべきである。

(2) 補助対象事業の不明確性について

交付要綱で補助対象となる活動・事業を明確にし、目的適合性や公益性、有効性をしっかりと検証していく必要がある。

(3) 交付金額算定根拠の不明確性について

交付要綱に補助対象事業及び算定基礎となる加入世帯数の定義を明記すべきである。

(4) 補助金額と繰越金、積立金の妥当性について

すべての自治会の会計報告、事業報告をもとに、繰越金、積立金の金額の妥当性、補助金がどのような支出に充てられているのかという支出内容の妥当性も含めて検証すべきであり、その上で、補助金額や交付要綱の見直し、さらには補助金の廃止を含めて検討すべきである。

(意見)

瑞穂市における自治会の位置づけを明確にし、自治会への補助金等の支出を整理することによって、支出状況を透明にすることが望まれる。

2 自治会事務取扱交付金

(結果)

自治会への当該交付金は、交付規則に則って交付すべきである。

3 自治会連合会補助金

(結果)

補助金は十分削減の余地があり、支出のあり方を厳格にして見直し、補助目的に合わせて補助金の削減を行うべきである。

4 自治会公民館補助金

(結果)

原則通り、申請書類は申請者が作成するよう徹底すべきである。

(意見)

補助金の上限及び下限、再申請できるまでの期間を設けることが望ましい。

5 消防協会活動補助金

(結果)

(1) 補助金額の見直しとチェック体制の必要性について

公金を原資とする補助金としては社会通念上不適切な支出があり、廃止を前提に見直すべきである。

(2) 繰越金の返還の必要性について

消防協会には、繰越金を必要とする理由はなく、繰越金が生じた場合には、返還を求めるべきである。

(意見)

補助金の支出がもっと効果的に防災につながるよう、これらの補助金の整理、再検討を行うことが望ましい。

6 樽見鉄道運営維持費補助金

(意見)

樽見鉄道の売上の増加が見込めない以上、瑞穂市は、早い段階で補助金の廃止を含め、関係3市2町から成る樽見鉄道連絡協議会で見直しを訴えていくことが望ましい。

7 交通安全協会補助金

(結果)

(1) 算定根拠について

補助金の算定根拠を明確にすべきである。

(2) 補助金の使途について

支出や繰越金など瑞穂支部の収支内容を精査して、補助金や会費の見直しを行うべきである。

8 団員研修補助金

(結果)

(1) 補助対象事業の公共性について

原資が税金であること、厳しい財政状況を考慮すれば、瑞穂市は消防団員の懇親・慰安旅行に毎期2,000千円を超える補助金を交付することについて見直すべきであり、廃止も含め補助金そのものの意義を再検討すべきである。

(2) 消防団分団の会計把握について

分団の口座に入る補助金は公金であるから、分団の会計処理がどうなっているのか、問題はないのか確認すべきである。

9 自治会消防器具整備事業補助金

(結果)

(1) 履行確認について

申請件数が多いためすべての申請案件を現物確認することは難しいだろうが、申請時に写真等を添付させて確認し、少なくともある程度の件数は現物確認すべきである。

(2) 補助金関係書類の作成について

自治会公民館補助金と同様、原則通り、申請書類は規則通り申請者が作成するよう徹底すべきである。

(意見)

(1) 補助金の上限等の設定について

再申請までの期間を設定することも、補助金の適切な交付には必要と思われる。

(2) 管理状況のチェックについて

管理状況等を自治会に任せきりにするのではなく、時にはチェックすることが望ましい。

(3) 購入時の複数業者からの見積もり徴収の必要性について

事実上の公共調達であるから、複数の業者から見積もりを取るなどの指導を行うことが望ましい。

10 自主防災組織育成補助金

(結果)

自治会公民館補助金と同様、原則通り、申請書類は申請者が作成するよう徹底すべきである。

11 女性防火クラブ補助金

(結果)

支出内容についても報告を受け、社会通念上妥当とされる範囲以上の飲食があれば、補助金の廃止を含め、見直しが必要である。

(意見)

女性防火クラブとしての独自の活動が少ないことも考えれば、一度終期を設定し、連絡協議会の存在意義など、交付の必要性等を検討することが望ましい。

12 たばこ販売促進事業等補助金

(結果)

近隣市町村で交付していない所もあることから、終期を一度設定し、再度交付の必要性、目的、対象事業等を検討する必要がある。

13 青色申告会補助金

(結果)

近隣市町村で交付していない所もあることから、終期を一度設定し、再度交付の必要性、目的、対象事業等を検討する必要がある。

1 4 人間ドック助成金

(結果)

当補助金を広く市民に広報し、補助金交付の目的や必要性を市民に周知徹底させ、市民からの交付申請を増やしていくべきである。

1 5 市遺族連合会補助金

(結果)

今後は補助金減額の検討や終期設定も必要となる可能性が出てくるため、実態にあった補助対象事業の検証が必要である。

1 6 もとす広域保護区保護司会瑞穂支部補助金

(結果)

市長が認める経緯として、チェックシート等判断過程が明確になるものを作成したり、金額規模も一定水準以下となるようにし、余分な補助金の交付を抑えていく必要がある。

1 7 瑞穂市身体障害者福祉協会補助金

(結果)

瑞穂市の補助金等の適正化方針からすれば、明確な算定根拠がないもので過去を踏襲し、ここ数年見直されていない補助金については、早急に見直すべきであり、団体の事業内容、財政状態に見合った交付額となるよう団体と協議する必要がある。

また、経費内容を精査し、本当に補助すべき事業は何かを公平性の立場から明らかにし、補助金を決定していく必要がある。

1 8 通所サービス利用促進事業補助金

(意見)

岐阜県内でサービスが受けられなくて困っている障がい者に対しては有用な制度であるため、関係機関と連携してPR活動を行うことが望まれる。

1 9 重度障害者処遇向上費補助金

(意見)

補助金等の適正化方針に従い、財政状況に見合った適切な単価を設定するよう、予算策定時から定期的に見直して行くことが望まれる。

2 0 社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会運営事業補助金

(結果)

瑞穂市と社協は社会福祉事業に関する今後の役割を再度協議し、瑞穂市全体としての社会福祉事業と財政の最適化を共通目的としていく必要がある。

(意見)

(1) 平成 21 年度職員給与体系改正について

社協の人件費支出は、補助金、委託料といった形で瑞穂市の財政に跳ね返ってくることから、給与規程の改正については、より一層慎重な協議の上で対応していきことが望まれる。

(2) 社協が行う事業について

地域や住民のニーズの把握に努め、特に介護保険事業における民間サービスの動向を踏まえた地域福祉の推進役である社協の存在意義を明確にするとともに、瑞穂市の財政状況も十分に考慮した上で、瑞穂市と協議しながら事業の選定を行うことが望まれる。

2 1 高齢者能力活用協会補助金

(結果)

(1) 一般社団法人瑞穂市シルバー人材センターの運営について

シルバー人材センターを監督・命令をすることができる岐阜県と連携して早期の問題解消を図るべきである。

(2) 平成 22 年度の補助金の交付について

平成 22 年度の補助金について交付規則第 12 条及び第 13 条の適用の可否について検証すべきである。

(意見)

法人が、今後さらに仕事の受注を拡大し、団体への加入者数を増加させ、法人が独自の資力により運営できる体制・仕組みを構築できるよう一層の指導・監督が行われることが望まれる。

2 2 日常生活用品助成事業補助金

(結果)

(1) 補助金の額について

社会情勢(物価変動)、財政状況等を考慮しながら支給限度額を定期的に見直すべきである。

(2) 期限後の申請書の取扱いについて

要綱第 7 条の趣旨を明確にするためにも遅延した場合の取扱いについて他の補助金の要綱との整合性を考慮しながら明確に記載すべきである。

(意見)

当該補助金を世帯等の所得に応じた限度額等に変更することについて検討が望まれる。

2.3 居宅介護者介護慰労事業助成金

(結果)

各補助金の期限後申請の取扱いについて検討し、規則の変更が必要であれば是正すべきである。

2.4 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び特別養護老人ホーム建設補助金

(共通意見)

瑞穂市として説明責任を果たすことができる十分なチェック機能を有しているのか、検討することが望まれる。

2.5 老人クラブ連合会補助金

(結果)

老人クラブ連合会及び単位クラブが担うべき役割、瑞穂市の財政状況、高齢化社会が進む社会情勢等を考慮しながら、定期的に算定根拠については見直すことが必要である。

2.6 敬老会助成金

(結果)

(1) 補助金の使途について

各自治会の補助金の使用実態を明らかにするために、収支計算書の作成、又は領収書への支出内容の記載を義務付けることを検討すべきである。

(2) 補助金支給額の算定間違いについて

申請書の記載金額の間違いを見落とさないように、提出する名簿の様式を要綱において定めるなど是正措置を講じるべきである。

(3) 敬老会を開催しない自治会について

ふさわしい行事等を実施しない自治会への補助金の交付を廃止することも検討しなければならないが、補助金の趣旨を十分踏まえ、老人が自らの生活向上に努める意欲を高めることにつながる行事等が催されるよう瑞穂市はより一層尽力すべきである。

2.7 特定不妊治療費助成金

(結果)

(1) 所得制限について

瑞穂市の所得水準を階層的に把握し、出せる予算と比較して所得制限の金額を検討し、独自の所得制限を定めるべきである。

(2) 広報について

(1)で指摘した独自の所得制限を設定するとともに、広報活動を積極的に行うべきである。

(意見)

出生した子ども達が転出しないように、政策の充実が期待される。

28 妊婦健康診査助成金

(意見)

過年度の執行状況を踏まえ、予算との差異分析を每期実施し予算積算することが望まれる。

29 新生児聴覚検査助成金

(意見)

早期発見・早期治療により健やかに子どもが成長できるよう各医療機関と連携し、医師の指導により、保護者に対する検査の周知徹底と意識改革が望まれる。

30 女性特有のがん検診費助成金

(結果)

補助対象となるケースを定め、担当者によって判断が異なることがないようにすべきである。

31 二次・三次予防接種料助成金及びインフルエンザ予防接種補助金

(共通意見)

過去の実績に基づき、できる限り適切な水準となるよう每期予算を検討することが望まれる。

32 建築物耐震診断費補助金及び木造住宅耐震補強工事費補助金

(共通結果)

予算計上から執行へと適切な手続きを経て行われるよう徹底すべきである。

(共通意見)

(1) 補助金の有効活用について

震災等の恐怖から住民の命を守るという公益上より必要とされ、有効かつ有用な補助金としての使い方ができるよう、PR活動などを通じて市民に補助金の存在についてさらに理解して頂けるよう取り組むことが望ましい。

(2) 提出書類の検討について

耐震補強工事については工事写真の提出を求めていることから、耐震診断事業についても報告書の提出書類の一つとして必要か否かを検討することが望ましい。

33 アスベスト調査費用助成金及びアスベスト除去等費用助成金

(共通結果)

瑞穂市内にアスベストを使った住宅及び建築物が多ければ、更なる広報活動等に力を入れるべきであろうし、逆に少ないようならば、思い切って終期を設定することも選択肢の一つとして考えるべきである。

(共通意見)

木造住宅耐震関係補助金と同じような方法を検討する等、公益上より必要とされ、有効かつ有用な補助金としての使い方ができるようチェックすることが望まれる。

3 4 協定防除実施補助金

(結果)

補助金交付対象側との綿密な情報交換をして、適正な予算計上に努めるべきである。

(意見)

当該事業に対する住民(非農家)の意見・苦情等、事業実施に対する双方の状況についても瑞穂市側で把握していくことが望まれる。

3 5 瑞穂市農業振興会補助金

(結果)

補助金の支出そのものが公益上本当に妥当かどうか、補助金の廃止や補助金額の減額など早急に根本的な見直しをすべきである。また、農業振興会事務局と今まで以上の密な連携を図って各加入者の実際の活動状況報告を取り寄せて確認をすべきである。

3 6 農業近代化資金利子補給

(意見)

当該補助金支出の必要性が薄く制度そのもののあり方について今一度検討しなければいけないのではないかと思う。今後も継続していくと考えるならば、改善に意欲のある担い手に積極的に活用されるよう、また、融資機関と連携して当該補助金の存在をより理解してもらえるようなPR活動に力を入れることが望まれる。

3 7 学校給食地産地消推進事業補助金

(意見)

県と定期的な情報交換を行って交付単価の適正化など活動状況の把握に努めることが望ましい。また、学校関係者やPTAとも連携をして、配布物の紙面の工夫やより有効的なPR活動についても力を入れることが望ましい。

3 8 飛騨美濃じまん農産物育成支援事業補助金

(意見)

貴重な農業に担い手である同組合の必要性も鑑み、より一層の制度普及に向けたPR活動に注力することが望ましい。

3 9 商工会活動補助金

(結果)

(1) 事業実施報告内容の記載不備について

今後の課題や各部会の会員へのフォロー体制など、この事業を通じた今後の取り組み方についても報告を求めるべきである。

(2) 相互情報交換不足について

商工会の財政状態や収支状況についての更なる情報交換を行って、小規模事業者の指導事業及び商工業者の振興と安定に寄与できる商工会活動について再考すべきである。

(意見)

商工会経理の特色として、予算会計方式の貫徹が要求されているので、今一度この点を再認識して、「はじめに補助金ありき」ではなく「より事業効果を重視する」体制へと改善していけるよう注視していくことが望ましい。

4 0 ごみ集積場設置補助金

(結果)

報告書の提出が遅れることがないように、計画実施状況の確認手続を徹底することが必要である。

(意見)

要綱第4条により、補助金の限度額は「一律100千円」とされているが、瑞穂市の財政に限りある以上、補助金限度額の再検討をすることが望ましい。

4 1 住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金

(結果)

条件適合しないと判断すれば、市長は条件適合の指示を出し、受給者がこれに従わなければ、補助事業を取り消し返還を命ずるべきである。

(意見)

(1) 必要性の検討について

費用対効果の観点からは、財政状況を勘案しても特に支出が必要かは疑問の残るところではあり、「公益上特に必要があると認められる場合」といえるかどうかを検討することが望ましい。

(2) 金額限定の検討について

予定件数を限定し先着順あるいは抽選にし、金額の限定を検討することが望ましい。

(3) 瑞穂市住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金交付要綱第3条第4項の存在第3条4項を削除するか否かを検討することが望ましい。

4 2 資源類集団分別回収報奨金

(結果)

申請団体の誤りがあったが、申請書の提出の段階で確認すれば発見できるものであり、適切な団体名に訂正させるべきである。

(意見)

(1) 交付団体の登録制の導入

交付団体の登録制度の導入を検討することが望ましい。

(2) 交付団体の見直しについて

(1) で述べたとおり、交付団体を登録制にすることで不正の可能性を減少させるとともに、要綱上の交付団体の見直しを図ることを検討することが望ましい。

(3) 基準の妥当性の検討について

財政に限りがある以上、現在の基準が妥当かを検討することが望ましい。

4.3 生ごみ処理容器購入補助金

(結果)

(1) 書類の誤りについて

「瑞穂市生ゴミ処理容器購入補助金交付要綱第4条の2に基づき通知」との記載ある書類が存在していたが、第4条第2項の誤りであり、正確に記載すべきである。

(2) 領収証について

不正受給のないように、宛名のない領収証が提出された場合には、宛名のある領収証の再提出を求めるか、提出なき場合は交付しないこととすべきである。

(意見)

(1) 補助金対象の見直しについて

財政状況を勘案し「特に」必要であるかは効果との関連から再検討することが望ましい。また、対象を限定することも検討に値すると思われる。

(2) 利用の促進について

執行率が低く原因の分析が必要であり、改善する余地がないか検討することが望ましい。

4.4 浄化槽設置整備事業補助金

(意見)

限度額の見直しも検討材料の一つであると考ええる。

4.5 排水設備等改造助成金

(意見)

本規則に定めない事項について、補助金交付規則の適用があるのか否か不明確であり、整理されることが望ましい。

4.6 排水設備借入利子補給

(意見)

本規則に定めない事項に、補助金交付規則の適用があるか不明確であり、整理されることが望ましい。

4.7 魅力ある学校づくり推進事業補助金

(結果)

算定基準の作成や効果測定の実施など、各学校間の公平性を保つような改善をする必要がある。また、交付要綱等をホームページに掲載する場合には誤記載がないように細心の注意を払う必要がある。

4 8 小中学校特別支援学級補助金

(結果)

できるだけ各学校の事業内容を統一し、その内容を精査するなど、対象経費についても公平性や適正性を確保する必要がある。

4 9 教職員研修事業補助金

(結果)

学校間の公平性を保つためにも、研修内容を統一するべきである。また、当補助金の必要性(縮小及び廃止)については再検討する必要がある。

5 0 P T A 緊急情報配信事業補助金

(結果)

「最小の経費で最大の効果」ということから考えれば、限度額をもっとも小額だった P T A の金額に近づける必要がある。また、契約方法の変更による負担(金銭的なもの及び事務的なもの)の軽減について検討することも必要である。なお、メール配信と直接関係のないアンケートオプションなどの付随費用まで補助の対象とする合理的な理由はなく見直しが必要である。

5 1 小中学校児童生徒指導補助金

(結果)

少なくとも、学校と関係のある内部の者だけでの履行確認ではなく、学校とは関係のない外部の者を含めた履行確認ができるように体制を整えるべきである。また、旅費を日当として支払うのであれば、対象経費の見直しをする必要がある。

5 2 中学進路指導補助金

(結果)

当補助金の必要性(縮小及び廃止)については再検討する必要がある。履行確認の件については、小中学校児童生徒指導補助金の結果と同様である。

5 3 中学校選手派遣補助金

(結果)

交付基準については見直しを検討する必要がある。履行確認の件については、小中学校児童生徒指導補助金の結果と同様である。

5 4 学校保健会補助金

(結果)

効果測定をするためにも、岐阜県学校保健会からの実績報告等を受ける必要がある。

5 5 中学校校外活動補助金

(結果)

事前調査の人数等は県費で対応できる範囲内にとどめる必要がある。

5 6 岐阜県朝鮮学園補助金

(結果)

今後も継続して支払うというのであれば、交付目的について確認するとともに、公益上の必要性を明確にしておく必要がある。

5 7 私立幼稚園就園奨励費補助金

(結果)

職員が当補助金に関する事務手続に要する時間は合計で3週間程度と非常に多く、こうした事務負担も考慮に入れつつ、補助金の額や継続についてを定期的に検討していく必要がある。

5 8 認可外保育所入所者補助金

(結果)

(1) 収支決算書について

収支決算書の記載について指導するべきである。

(2) 補助金について

各認可外保育所の運営状況を把握し、公益上特に必要と認められるものと判断しているのか、また、事業の公益性が保たれていると判断することが妥当であるのか検討すべきである。

5 9 私立保育所補助金及び広域入所障害児保育事業補助金

(結果)

利息の問題が生じないようにその支払方法及び支払時期については検討すべきである。

(意見)

(1) 事業の選別について

瑞穂市民が望む保育が実施されるために補助金が交付されるように、より一層検討していくことが望まれる。

(2) 補助金の額について

算定の方法・方針については内規等において明記することが望まれる。

6 0 保育所建設補助金

(結果)

交付規則と要綱について整理をし、要綱の不要な条項については削除すべきである。

6 1 文化協会補助金

(結果)

文化協会全体の活動報告書を精査するだけでなく、各クラブ・サークルの事業報告書を詳細に報告してもらうなどして、各クラブ・サークル自体が市民にとって本当に有益な活動を行っているかどうかを検証していくべきである。次に事業の更なる充実を図り会員を拡充させ自主財源を確保する手立てを検討すべきである。

6 2 文化フェスタ補助金

(結果)

各クラブ・サークルの事業報告を詳細にしてもらい、各クラブ・サークル活動が市民にとって本当に有益に行われているかを検証していくべきである。またアンケート等を活用することにより、市民の文化フェスタに対する期待・要望をくみ取り、反映させていくといった試みを行っていくべきである。

6 3 美術展覧会補助金

(結果)

文化協会補助金、文化フェスタ補助金、美術展覧会補助金の3つの補助金を一本化することについては、すでに随時監査でも指摘されているので、早急にその方向性を探っていくべきである。

(意見)

3つの事務局を一本化した方が事務局コストと効率を減らすことができるため、早急に検討することが望まれる。

6 4 女性の会補助金

(結果)

一度補助金交付の終期を設定する、補助金の減額を検討する、補助金交付自体を取りやめることなどを検討すべきである。

6 5 生涯学習地域振興組織補助金

(結果)

補助団体として自立することをめざし地域と行政の役割の明確化、事業内容と運営の方法の見直しを第一に考え、その上で補助額についても検討していくべきである。

6 6 子ども会補助金

(結果)

支払経費の見直しを行うとともに、各事業の存在意義を考えながら適切な指導を行っていくべきである。

6 7 少年リーダー活動補助金

(意見)

少年リーダーと子ども会の事務局等の統一を検討することが望まれる。

6 8 P T A 補助金

(結果)

できるだけコスト削減を図れるように検討すべきである。

6 9 家庭教育学級補助金

(結果)

各学級の自主運営を前提としながらも、事業内容を今まで以上にチェックすべきである。

7 0 美江寺宿場まつり事業補助金

(結果)

補助金目的を再認識するとともに、事業の支出規模に見合った補助金額とすべきである。

7 1 和宮遺跡保存会補助金

(結果)

補助事業実施報告書を今まで以上にしっかりと精査し、効果測定に基づく適切な補助金額の決定を実施していくべきである。

7 2 美江寺観音しょうじょうばやし保存会補助金及び文化財指定遺跡保存会補助金及び和宮音頭保存会補助金及び宮田雅楽五音社保存会補助金

(共通結果)

市民にもっと関心を持っていただくため、ここで取り上げた4つの事業に対して一層の広報活動を行わなければならないが、同時に、補助金の減額および管理をしやすくすることを検討すべきである。

7 3 体育協会補助金

(結果)

瑞穂市としてももう少ししっかりと補助金の具体的運用に関わることはできないか、至急検討すべきである。

7 4 朝日大学ボウリング部強化補助金

(結果)

一私立大学とのかかわり方をしっかりと検討すべきであり、国体終了後は、当然に廃止および減額という方向で検討すべきである。

7 5 ストライク瑞穂補助金

(結果)

形式的な申請・報告による補助金交付の継続や書面上の補助金評価でなく、申請時、年度の間時、報告時などに各団体と予算執行や事業効果の状況について具体的にヒアリング等を行っていくことで、事業の充実や活性化を図っていくべきである。

負担金について

【負担金の問題点について】

(1) 繰越金について

負担金の支出の対象となっている事業を行っている組織において、事業規模に比較して多額と思われる繰越金があるにもかかわらず、負担金を払い続けている。繰越金の具体的な使用計画がなければ、負担金の減額を検討してもらうよう提案する必要がある。

(2) 終期の設定について

時代の流れにあっておらず、過去を引きずり負担金を払い続けているようなものについては、終期を設定し、その必要性を根本から見直す必要がある。

(3) 他の団体(上部団体・下部団体等)への支出について

全国、中部、県、市の同じような組織に対して、一つの課、又は複数の課に跨ってそれぞれ払っている会費について、その一元化を図る必要がある。

(4) 他の市町村と連携して支出している負担金について

瑞穂市は県単位等で組織される各協会、協議会等やもとすし広域連合に加入し、岐阜県下42市町村及び本巣市、北方町とその応分の負担金を支払っている。

瑞穂市単独での意思決定は困難であるが、それぞれ置かれている財政状況は異なるため、必要不必要、負担割合について明確な意思表示をするとともに、任せきりではなくてその業務をしっかりと点検すると言った意識を持たなければならない。

(5) 負担金の額の適正性について

負担金については、過去からの金額を踏襲して支払っており、その算定根拠自体が明確になっていないものがあり、それを払い続けてきたことに大きな問題がある。

市民の税金から支出されるため、算定根拠を明確にするか、明確にならないのであれば支払わないと言った姿勢で臨まなければならない。

(6) 効果測定について

補助金でも述べられていることであるが、定量的な情報で結果を分析できるのであればまだ効果測定をしやすいが、そうでなければなかなかできるものではない。それを理由に何も効果測定をしないのは、市民の税金から支払っているという意識が低い表れである。

市民の税金を使う以上は払うことの妥当性を常に意識しなければならず、特に決算書を手に入っていない、要綱及びそれに準じるもの入手していないケースは、前年踏襲で何も考えずに業務を行っていたことが明白である。

全ての補助金、負担金に共通する非常に重要な対応である。

(7) 研修等について

職員、また瑞穂市全体の業務の質の向上のため、職員を研修等に参加させており、その参加費は自己負担ではなく、負担金で支出されている。

研修結果等は復命書で報告されることになっているが、当該職員及び所属課のみでその情報が留まり、本来は瑞穂市全体で共有すべき情報が共有されない状況にある。

市民の税金から支払われている以上は、研修の成果を市民に還元する必要がある、その意識付けや報告体制を整備する必要がある。

各負担金の個別問題点

1 秘書広報課

1. 日本広報協会負担金

(結果)

(1) 研修派遣の効果の検証

機械的に派遣するのではなく、明確な目的や効果を考えて派遣すべきである。

(2) 広報コンクールへの参加

負担金目的の一つである広報コンクールに関して実績が上がっておらず、平成22年度は不参加である。負担金の廃止を含めて支出を再検討すべきである。

2. 市長会負担金

(意見)

瑞穂市は、請求があるまま全国市長会に負担金を支払うのではなく、市長会の運営経費の見直しと負担金の削減を求めることが望まれる。

2 企画財政課

1. 岐阜地域広域圏協議会負担金

(結果)

意見交換会負担金5千円は首長同士の懇親会費用とのことであり、負担金として処理す

るのは不適切であり、食糧費等の科目で処理すべきである。

(意見)

目的に沿った事業に絞ることにより、さらに協議会の負担金は削減可能であり、他市町村に働きかけて、事業内容を見直すことが望ましい。

2．ぎふまちづくりセンター負担金

(結果)

平成 20 年度からは、岐阜圏域から岐阜市内に活動の重点を移し、現在では岐阜市のまちづくりを主な事業として行っているとのことであり、瑞穂市として支出するのは不適當である。また、所管課は年次報告書も入手していないことから、ぎふまちづくりセンターから脱会すべきである。

3 総務課

1．財団法人オイスカ会費及び負担金

(結果)

そもそも当該団体の事業目的と自治体が行うべき事業・サービスとの関連性はあるのか、また、瑞穂市の逼迫した財政状況を考慮すれば、負担金を支出することが必要であるのか、脱会を含め検討すべきである。

2．本巣広域安全運転管理部会負担金

(結果)

瑞穂市全体で総務課を含めて 3 事業所加入しているが、部会の情報等は 1 カ所加入すれば入手できるため、瑞穂市として加入する事業所を決定し、他の事業所は退会すべきである。

3．岐阜県暴力追放推進センター賛助会費負担金

(結果)

近隣の自治体も支出しているうえ、センターの目的上、瑞穂市が単独で行動することは難しいが、これらの自治体とも協議して、センターそのものの存在意義や事業内容の再検討を提案すべきである。

4．瑞穂市防火協会負担金

(結果)

瑞穂市消防協会を始め防災関係団体がいくつもあり、それぞれに補助金、負担金が支出されているので、その負担金が防災活動にどのように効果をもたらしているかを検証し、今後、効果的な成果に繋がるよう負担金等の再検討を行うべきである。

5．防犯協会負担金

(意見)

警察の管理下にある団体で、負担金の金額の決定権もないともいえる団体の負担金であっても、近隣市町村と連携して、瑞穂市の逼迫した財政状況を考慮した適正な額を負担金とするよう、防犯協会に削減を求めていくことが望まれる。

6．自主運行バス運行費負担金、諸負担金

(意見)

現在、瑞穂市では、瑞穂市地域公共交通会議を開催し、利用者の増加や、収入の増加対策を検討しているが、利用者数の減少がそのまま続くようであれば、税金の投入の是非が問われることになるので、代替的な交通手段等も含めて抜本的な対策を検討することが望まれる。

7．全国市区選挙管理委員会連合会負担金

(意見)

予算上、団体の事業費がほとんど無いため、連合会の存在意義を含めて他市と協議を行うことが望まれる。

8．岐阜県水防協会負担金

(結果)

事業費は負担金収入の50%程度しか支出していない状態であり、また、繰越金残高は3,034千円で負担金収入の3倍強に上っており、負担金の見直しを図るべきである。

4 管財情報課

1．総合評価共同審査会負担金

(結果)

瑞穂市として落札者決定基準案を作成しているが、事前に落札者決定基準の評価項目の審査を受けるために総合評価共同審査部会に審査基準の策定を依頼している。協議会に負担金を支払うことは問題ないが、今後は効果測定を行うべきである。

(意見)

今後、負担金を継続していくのであれば審査部会から公開されている資料を精査し、適正な運営がなされているかどうか検討を行うことが望ましい。

2．職員研修負担金、安全運転管理者講習負担金、防火管理者講習会費

(共通結果)

研修後は、研修受講者により研修内容を庁内職員研修(年1回)、定期的な会議(庁内調整会議)、庁内審議会(手続き見直し)等に反映させている。また、入札・契約、公有財産の研

修内容が、全庁的に周知が必要な場合には、庁内周知手段を使って周知喚起を実施している。課として研修参加を無駄にすることないように努めている。そのため研修の効果測定を適切に行うことができる。

ただし、問題点をあげるとすると、どの研修も研修受講者が偏っている傾向がある。今後は課の職員の間で不公平感を生じないような各研修への参加方法を検討すべきである。

5 市民課

1. 岐阜外国人登録事務協議会負担金

(結果)

平成 23 年度は県外国人協議会の幹事会で負担金を徴収しないことが承認され、総会で決議された。瑞穂市の他の負担金支出先にも繰越金が積み上がっているものが見受けられるため、外国人登録事務協議会の運営を理想的な運営形式としてぜひ参考にすべきである。

6 税務課

1. 岐阜都市税務協議会負担金

(結果)

今後 7 年間は負担金の徴収を行わないことが理事会で決定された。

瑞穂市の支出する負担金の事業主体の中には、ほかにもこうした団体が多々見受けられるため、今後は他の事業主体でも繰越金の有効活用を行うべきである。

2. 岐阜北税務署内複写機使用に関する負担金

(結果)

負担金も税務署から各市町村へ確定申告書発送件数から負担比率を求めているが、各市町村間で不公平が生じているため、今後はこうした不公平が生じないように負担金の算定方法を再検討すべきである。

3. 固定資産評価システム研究センター負担金

(結果)

現在のところ効果測定を行っていないため至急検討すべきである。

負担金を継続していくのであればホームページ上の資料を精査し適正な運営がなされているかどうか検討すべきである

。

7 . 医療保険課

1 . 後期高齢者医療・保健事業費負担金

(結果)

自主的に支出根拠について議論の俎上にのせ検討を行ったことは非常に評価でき、他の負担金も参考にすべきである。

2．国保連次期電算システム再構築負担金

(結果)

本来瑞穂市として検討すべき事項は、計算根拠(費用按分)の確認ではなく総費用そのものである。この負担金は、平成22年度一回限りの支出であるが、こうした確認を行ったうえで支出を行うべきである。

8 福祉生活課

1 福祉自治体ユニット会費

(結果)

資料の利用頻度や有効性などはほとんど検証されていないような印象であり、また、全国でこの自治体ユニットの会員となっているのは82市町村しかなく、岐阜県では瑞穂のみであるので、その効果を測定し、本当に必要なものであるかどうかを検討すべきである。

2．岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合負担金

(結果)

今後は組合の会計において、退職給与引当金を計上するよう瑞穂市がアドバイスする必要がある。

3．人権教育啓発推進センター負担金

(結果)

当該負担金についてはその効果を検証し、場合によっては廃止することも考えるべきである。

4．岐阜県更正保護事業協会負担金

(結果)

保護司に関する関連団体とそれらへの補助金、負担金を整理し、本当に必要な分をまとめて交付できるように協議し、負担の軽減と事務作業の効率化を図るべきである。

5．もとす広域保護区保護司会負担金

(結果)

保護司関連団体への補助金負担金の見直しについて
岐阜県更正保護事業協会負担金の(結果)を参照。

負担金額について

今後は財源が市民の税金であることを再確認し、根拠のないのは勿論、合理性や効果のない支出については、前年を踏襲するのではなく、基本的には支払わないというス

タンスを持つことが必要である。

6．本巣地区更正保護女性会負担金

(結果)

支給額の算定根拠について

財源が市民の税金であるということを再確認し、根拠のないのは勿論、合理性や効果のない支出については、前年を踏襲するのではなく、基本的には支払わないというスタンスを持つことが必要である。

規約の有無

規約が存在せず、今後作成する予定とのことであるが、早急に整備を依頼するとともに、他に同様なケースが無いかどうかを確かめる必要がある。

本巣地区更正保護女性会について

瑞穂市としても、負担金の支払いの有無に関わらず、今後の会及び活動の存続に対するアドバイスをしていく必要がある。

7．岐阜人権擁護委員協議会本巣地区支部会負担金

(結果)

財源が市民の税金であるということを再確認し、根拠のないのは勿論、合理性や効果のない支出については、前年を踏襲するのではなく、基本的には支払わないというスタンスを持つことが必要である。

8．岐阜県身体障害者スポーツ協会負担金

(結果)

使用実績や決算書を入手し、協会の財務内容を把握するとともに、繰越金が每期継続して発生するのであれば、他の市町村と協力して会費の見直しを提言できる体制を整えるべきである。

9 通所サービス利用促進事業負担金

(意見)

市民サービスという観点からは、PRを積極的に行い制度について周知してもらうことが望まれる。一方、他の負担金と同様、使用実績の検証、決算書の入手、効果測定の実施については行うことが望まれる。

10．社会福祉主事資格認定負担金、危険物取扱保安講習受講負担金

(共通意見)

職員のモチベーションを向上するため、自ら資格取得した者をその地位につけるとともに逆に手当を支給するという考え方も必要と思われる。

11. 後期高齢者療養給付費負担金、老人保護措置費負担金、保険料特別徴収事務負担金

(共通結果)

支出する負担金の財源は市民の税金であることを考えると、誤謬があった場合の影響額も大きいと見られるため、見るポイントや入手すべき資料をまとめたチェックリストを作成し、誰が担当者であったとしても大きなミスを見逃さない体制を整備する必要がある。

9 健康推進課

1. もとす口腔保健協議会負担金

(意見)

この事業自体を歯科医師会の事業に取り込んでもらい、負担金を軽減させることも一つの方法と考えられるため、本巣市、北方町と協議し、そのような提案ができないかを協議することが望まれる。

2. 財団法人岐阜県ジン・アイバンク協会負担金

(意見)

県が主体となっており、県下市町村が全て会員になっている現状からは、瑞穂市単独で行動に移すことは困難と思われるが、瑞穂市の財政状況を勘案し、少しでも支出が抑えられる方法はないかを検討し、提案していくことが望まれる。

3. 岐阜県市町村保健活動推進協議会負担金

(意見)

協議会の経費が削減されれば、結果的に負担金の削減に繋がってくるため、他の市町村と協力し、経費削減と負担金の減額を提案することが望まれる。

4. 病院群輪番制二次病院負担金、岐阜圏域小児一次救急医療・準夜帯費用負担金、救急医療システム負担金

(共通結果)

計算に用いられている数値が監査を受け、承認されたものであるか、例年に比べ異常値となっていないか等、必要な資料を入手して検証する必要がある。

また、問題があれば他の市町村と連携して意見の言えるような体制作りをしていくべきである。

10 都市開発課

1. 国道 21 号 22 号及び岐阜南部横断ハイウェイ整備促進期成同盟会負担金

(結果)

執行率の低さについて

収入額の7%程度しか使われていないこと、会費収入金額の3倍以上の繰越金があることから、負担金の廃止や減額を検討すべきである。

支出内容の確認について

事業促進費という名目で懇談会等の飲食費として使われていないか早急に検証すべきである。

2. 木曽三川改修工事促進期成同盟会負担金

(結果)

執行率の低さ

収入額の8%程度しか使われていないこと、会費収入の倍近い繰越金が存在すること、収支は会費収入のみで賄える状況にあることから、負担金の廃止や減額を検討すべきである。

具体的な事業の不明確性について

当該期成同盟会の具体的な実施事業について明確に会則に記載するよう早急に指摘すべきである。

3. 本巣瑞穂大野神戸東海環状自動車道建設促進協議会負担金

(結果)

収入額の10%程度しか使われておらず、また、会費収入金額に近い額の繰越金があるため、負担金の廃止や減額を検討すべきである。

4. 長良川流域市町連絡協議会負担金

(結果)

収入額の16%程度しか使われておらず、また、会費収入金額を上回る繰越金があるため、負担金の廃止や減額を検討すべきである。

5. 東海環状自動車道建設促進岐阜県西部協議会負担金

(結果)

収入額の6%程度しか使われておらず、また、会費収入金額の4倍近い額の繰越金があるため、負担金の廃止や減額を検討すべきである。

6. 岐阜県国道協会負担金

(結果)

収入額の15%程度しか使われていないため、今一度負担金の支出について、公益上特に必要があるかどうか、負担金の廃止や減額も含め、その是非を再検討すべきである。

7. 岐阜圏域市町土木協会負担金

(結果)

収入額のわずか2%程度しか使われておらず、平成22年度末の時点で会費収入(85千円)の実に18倍近い繰越金が存在するため、負担金の廃止や減額を検討すべきである。

8. 主要地方道岐阜県南大野線整備促進期成同盟会負担金、岐阜県市町村道路整備促進期成同盟会負担金

(共通結果)

瑞穂市としては結果的に1つの団体に2つの負担金を支払っている状況で、同様の目的をもった期成同協議会が存在しており、当団体の存在意義を含め、関係市町村とも協力して負担金支出について再検討するよう提案すべきである。

9. 揖斐川流域住民の生命と生活を守る市町連合負担金

(意見)

本市町連合がこの活動を続けなければならない理由を再度確認し、終期を設定するなど、当該負担金の存在意義を隣接市町村と協議することが必要と思われる。

10. 岐阜都市計画協議会負担金

(意見)

当該協議会の活動から考えると繰越金額が多いと思われるので、関係市町村とも協力して負担金額について再検討(例えば均等割額の減額)が望まれる。

11. (社)岐阜県都市整備協会負担金

(結果)

交付先団体に100,000千円を超える繰越金が存在している。

保有上限額として保有しているが、今後は繰越金の動向も含め、公益社団法人としての活動状況報告を入手するとともに、しっかりと内容を検証すべきである。

12. 岐阜県都市計画協会負担金

(結果)

(1) 具体的な事業の不明確性について

当該協会の会則を確認したところ、具体的にどのような事業を行うのかについて明記されていないことが判明したため、当該協会の具体的な実施事業について明確に会則に記載するよう指摘すべきである。

(2) 積立金特別会計の存在について

積立金特別会計の目的外支出について、その経緯や目的外支出の決議に手続上不備がないかを確認するとともに、他の市町村と協力し、繰越金や積立金を財源として、負担金の減額を提案すべきである。

13. 岐阜県道路協会負担金

(結果)

(1) 積立金特別会計の存在について

積立金特別会計の目的外支出について、その経緯や目的外支出の決議に手続上不備がないか早急に確認し、もし政権交代における国の方針転換により、当初の積立金特別会計設置目的と事情が変わってきたのであれば、瑞穂市は当該積立特別会計分を取崩すよう提案すべきである。

(2) 担金支出の見直しについて

収入額の20%程度しか事業費に使われておらず、これは、当該協会の具体的な活動が不明確であるが故と考えられるため、負担金減額(人口割分の減額あるいは事業費割率の縮小)の可否について提案すべきである。

1.1 都市管理課

1. 岐阜県河川協会、岐阜県砂防協会負担金

(共通意見)

それぞれの協会の決議(案)には治水事業または砂防事業に対し「政府、国会、その他関係機関に対し強く要望する」あるいは「関係当局に対して強く要望する」と記載されている。この言葉が宣誓だけにならぬよう予算の確保、そして実現に向けてさらなる働きかけが望まれる。

2. 地籍調査岐阜・西濃ブロック連絡協議会負担金、岐阜県国土調査協議会負担金

(共通結果)

間接的に支払が重複しているため、適切な会費を検討すべきである。

また、両協議会は事業規模に比して繰越金が多いと思われるので、負担金の減額を提案する必要がある。

1.2 商工農政課

1. 岐阜県土地改良事業団体連合会特別賦課金

(結果)

事業が多岐にわたり繰越金は個々に適正管理されているとのことであるが、今後は繰越金の動向も含め、活動状況報告を入手するとともに、しっかりと内容を検証すべきである。

(意見)

各年度に施行された事業に対し、通常総会時に議決された率で賦課されるため、真に必要な事業かどうかをしっかりとチェックできる体制づくりが必要と思われる。

2. 日本貿易振興機構ジェトロ負担金

(意見)

今後の企業の海外進出動向を考えると、ますます重要な存在となっていくと思われるため、さらに活用されるよう、行政としての更なるPR活動が望まれる。

3.21 世紀職業財団負担金

(結果)

当該財団より提供されるサービスについて今一度見直しをして、賛助会員として負担金を支出することの有用性や当財団からの脱退も含めて早急に再検討すべきである。

1.3 環境課

1. 岐阜地域廃棄物処理事業対策協議会負担金

(結果)

(1) 繰越金について

平成23年度で会費の削減は行われているが、今後の事業規模と比較しながら継続して繰越金に留意すべきである。

(2) 協議会について

実績報告や決算書を毎年度確認し、合理性やその効果を測定するとともに、さらに協会等の事業費の無駄、ミス等がないかを確認する必要がある。

2. 長良川流域環境ネットワーク協議会負担金

(結果)

平成22年度では会費の削減は行われたが、今後の事業規模と比較しながら継続して繰越金に留意すべきである。

(意見)

環境学習も重要だが、それ以上に下水道課の補助金や広報活動を推進していくことが長良川の水質を高めることにつながると思われる。

3. 岐阜地区地下水対策協議会負担金

(結果)

(1) 繰越金について

事業規模に比して繰越金が多いことがうかがえることから、会費の減額を求めるべきである。

(2) 予算について

毎年度、支出額26千円、予算額37千円と一定額であるが執行率が100%となっており、他の予算に影響を及ぼすため前年の支出額に合わせるべきである。

4. 郷土の環境を守る会負担金

(結果)

岐阜県内の郷土の生活環境保全、公衆衛生の促進をはかるための協議会であるため、瑞穂市に直接の効果を求めるものではない。したがって、廃止を検討する必要がある。

1.4 下水道課

1. 日本下水道協会中部地方支部負担金

(結果)

結果として、間接的に二重の支払になっているため、整理して適切な会費を定めることを提案すべきである。

2. 日本下水道協会岐阜県支部負担金、社団法人日本下水道協会負担金

(共通意見)

3つの下水道協会への支払いを有意義なものにするためにも「瑞穂のまちを潤す豊かな水環境を、未来に届けられるよう(瑞穂市の下水道パンフレット参照)」市民に広く下水道事業について理解される広報活動が望まれる。

1.5 市民窓口課

1. 本巣広域安全運転管理部会会費

(結果)

一事業所だけ加入すれば良いのではないかと、課と課で情報を共有すれば足りるのではないかと、3つの課で会費を支払うことで瑞穂市にとってどれだけの利益を生むのか、またその利益は瑞穂市民が納得するものなのかを検討する必要がある。

1.6 会計課

1. 岐阜県都市会計管理者会負担金

(結果)

平成19年度からは運営方法や事業内容の見直しを行い繰越金も徐々に削減されてきたところであるが、平成22年度決算では、147,771円積み上がっており、他市と連携し更なる負担金の削減をするなど、会の運営には積極的に意見していくべきである。

1.7 議会事務局

個別意見なし

1 8 監査委員事務局

全国都市監査委員会会費、東海地区都市監査委員会会費、岐阜県都市監査委員会会費

(意見)

(1) 繰越金について

このような組織では、各会で対象となる会員に対して活動しているが、会員に還元できないまま、每期繰越金が増加していくようであれば、他の会員と連携し、会費の引き下げを提案することが望まれる。

(2) 監査委員会の活動について

委員会の運営に積極的に参加してできる限り色々な情報を得る、また必要に応じてその情報を職員全員に伝達するよう常に意識して参加することが望まれる。

1 9 教育総務課

1. 自治体国際化協会(CLAIR)負担金

(意見)

(1) 必要性の検証について

同協会からのあっせんがなければ、有用な外国青年を任用できないかの検証をすることが望まれる

また、必要性判断に際しては、併せて、英語指導助手が有用であるか否かの具体的な効果測定をした上で(例 アンケート調査など)することが望ましい。

(2) 会費の見直しについて

同協会に対し、繰越金の内容について照会し、その内容如何では会費の見直しの提言を検討することが望ましい。

2. 岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会負担金

(意見)

恣意的な運用とならないように、同協会に対し、金額及び賦課方法の決め方を盛り込んだ規約改正を求めることが望ましい。

3. 岐阜県公立学校施設整備期成会負担金

(意見)

(1) 詳細な報告の要求について

負担金を支出する以上、施設建設に関するハンドブックの支給のみで足りるとするのではなく、各事業の詳細な報告を要求し、その効果を高めることが望ましい。

(2) 負担金額の再考の要請について

繰越金の内容について照会した上で、その内容如何では負担金額の再考を提言することが望ましい。

4．山県・瑞穂・本巢・北方結核対策連絡協議会運営負担金

(結果)

設置要綱には、負担金の根拠規定がそもそも存在しないため、同協会に対し、負担金根拠規定(恣意的運用防止の観点から、金額及び賦課方法も規定されることが望ましいと考える。)の創設を提言すべきである。

5．全国都市教育長協議会会費、岐阜地区教育長会等負担金

(意見)

(1) 規約改正について

恣意的な運用の防止の観点からは、金額及び賦課方法についての定めがあることが望ましいため、両会に対し、金額及び賦課方法まで盛り込んだ規約の改正を提言することが望まれる。

(2) 詳細な報告の要求について

負担金を支出する以上、少なくともその報告を求めることで効果の検証が望まれる。

6．本巢ブロック中学校体育連盟負担金

(意見)

(1) 必要性の検討について

学校分担金に加えて瑞穂市の助成金も必要であるか、繰越金の内容について照会し、必要性の検証をすることが望ましい。

(2) 規約改正の提言について

瑞穂市は、連盟からの請求どおりに支払っているものと思われるが、恣意的な運用がなされないように、金額及び賦課方法を盛り込んだ規約改正の提言をすることが望まれる。

(3) 詳細な報告の要求について

負担金を支出する以上、詳細な事業報告を要求することが望ましい。

7．学校教育研究会負担金

(結果)

(1) 予算科目名称について

予算項目は、瑞穂市教育振興会負担金とあるが、瑞穂市教育振興会なる団体は存在しないため、実質に合わせ、瑞穂市学校教育研究会負担金に訂正すべきである。

(2) 請求書の内容について

研究会作成の請求根拠が誤りであると考えられ、根拠は瑞穂市学校教育研究会規約第18条によるはずであるので、請求根拠の記載の訂正を求めるべきである。

(意見)

研究会からは事業報告はなされているが、何をしたのか明らかとならない。負担金を支出する以上、その効果検証のため、具体的に何をしたのか詳細な報告を求めることが望ましい。

8．岐阜県市町村教育委員会連合会負担金

(意見)

繰越金の内容について照会し、その内容如何によっては会費の見直しの提言を求めることが望まれる。

2 0 給食センター

1．調理師会負担金

(結果)

瑞穂市が調理師のために負担金を支出することに公益性はないため、終期を一度設定し、支出の必要性、目的、対象事業等を検討していく必要がある。

2．岐阜県学校給食センター研究協議会

(結果)

(1) 繰越金について

事業費に対する繰越金の割合は80%以上であり、繰越金が事業規模に比して多いことがうかがえるため、会費について更なる削減を求めるべきである。

(2) 夏期研修会について

夏期研修会については日帰りの研修とすることを協議会に提案し、夏期研修会費の削減を求めるべきである。

(3) 夏期研修会の参加人数について

再度人選については検討を行い、後日報告会において、すべてを伝えれば、最小で最大限の効果を生むと思われる。

2 1 学校教育課

1．安全運転管理部会負担金

(結果)

総務課の安全運転管理部会と同じ。

2．本巣ブロック中学校体育連盟負担金

(結果)

(1) 経費について

対象経費には旅費や飲食代が多いため、経費の内容を詳細に検討し、より効果的な目的に負担金を使用されるように提案すべきである。

(2) 実施報告について

報告書等を取り寄せ、負担金がどのようなことに使用されているのかを把握し、しっか

りとした効果測定を行う必要がある。

(3) 繰越金について

繰越金については、公の施設が借りられないときのための予備費がいるため多くなっているという説明を受けたが、分担金の減額等を提案すべきである。

3. 岐阜県幼稚園教育研究協議会総会参加費

(結果)

1人500円の参加費には飲み物代が含まれている。飲食代は個人が負担すべきものであると考えられるため、個人が負担すべきものは個人に負担させるべきである。

4. 県教育研究会費・瑞穂市学校教育研究会運営費、養護教諭部会負担金、学校職員会負担金、特別支援学級設置校校長会会費、岐阜地区特別支援教育研究会負担金、園長会負担金、岐阜県公立幼稚園長会事務局費、岐阜地区公立幼稚園長会負担金、東海北陸国公立幼稚園教育研究協会負担金、幼稚園教育研究会負担金、岐阜地区公立幼稚園教育研究会負担金、県幼児放送教育研究会負担金、県学校保健会会費

(共通結果)

同一団体への負担金の支払は担当課を超えて統一する必要がある。また、同一団体に支払った負担金やそれら団体から関連団体に支払われた負担金の流れを図表化することによって、同一団体や関連団体に総額どれだけの負担金が支払われ、どのような目的に負担金が支払われているのかを把握し、しっかりとした効果測定をする必要がある。

2.2 幼児支援課

1. 病児・病後児保育広域利用負担金

(意見)

今後、病児・病後児の増加によって受け入れを行わない市町村が増加する可能性が否定できないことから、瑞穂市における病児・病後児保育施設の設置について、費用対効果を考慮しながら検討することが望まれる。

2. 岐阜県社会福祉協議会負担金

(結果)

(1) 決算報告書について

瑞穂市がどういった目的で負担金を支払うのか、そして負担金が何に使用されたかを每期判断すべきである。

(2) 費用対効果について

金額に比して有効活用されていると言い難いことから、退会も踏まえ、この負担金のあり方を検討すべきである。

2 3 生涯学習課

1．岐阜県公民館連合会都市負担金、岐阜県社会教育委員連絡協議会都市負担金

(共通意見)

事業の内容が重複する団体が見受けられ、ある研究大会を開催した際、両団体の共催で催すことが見受けられるため、加入の必要性について費用対効果を考慮しながら検討することが望まれる。

2．円空連合負担金

(結果)

瑞穂市は一度、今後どのようにこの負担金を活用していく方針であるのか、また、当該団体から脱退することによる市民への影響はどういったものなのかについて検討すべきである。その上で、当該団体への加入の是非について判断すべきである。

3．岐阜県体育施設協会

(結果)

当該団体から受けているサービスを受けないことによる瑞穂市民への影響について考慮しつつ、当該団体への加入の必要性について検討すべきである。

2 4 図書館

個別意見なし

2 5 もとす広域連合関係

(共通結果)

今後は、議員、市長から担当課に対し、もとす広域連合の状況について定期的に情報を提供するとともに、担当課も市民目線で意見することで、三者が協力し合ってもとす広域連合の業務の適正化に関わっていき、もって負担金の妥当性を確保する必要がある。

提言 - 補助金等の真の適正化に向けて -

1 補助金等に対する意識改革の必要性

今回の報告書で指摘している多くの事項は、これまで適正化方針に基づく再評価の過程や監査委員の監査結果において明らかになっていったと思われる。また、各課の担当者も、少なからず「これでいいのか」と思いながら交付していたものもあったはずである。

しかし、適正化方針に基づく評価は、評価シートの作成、回収といった形式的な作業に留まり、本来やるべき補助金必要性の検討にまで深く入り込んでいない。せっかくの監査委員

の監査結果も、当事者で対処するのみで、他の同じような内容の補助金等まで検討していた形跡はない。これでは、いわゆる「場当たりの対応」しか取っていないと言われても仕方がない。

公債の償還、税収の縮減等、瑞穂市の財政悪化が危惧される中、補助金等の削減は重要な施策と考えられており、この問題を先送りすればするほどが財政に与える影響も大きくなる。市長がリーダーシップを発揮し、補助金等の交付について「本当に必要なのか」という観点からその評価に取り組むような意識改革が必要である。

2 条例等の整備

補助金等の交付は、規則や要綱に基づいて行われるものである。その中には何故交付が行われるか、特に「公益性」があるかないかが目的に謳われている。目的からすれば明らかに公益性があると判断できるものもあれば、本当に公益性があるのかどうか疑念を抱くものもある。

また、規則や要綱の整備状況は決して良好といえる状況ではなく、合併や行政改革大綱、適正化方針の表明時と見直す機会があったにも拘らず、そのまま放置され続けてきたようである。規則や要綱が整備されていないのに交付がされている補助金等があったことは、それ以前の問題である。

今回の監査の結果を踏まえ、規則や要綱の整備にも取り組むことが望ましい。

3 効果測定的重要性

補助金等の評価を行う場合、一番重要となるのが「効果がどれくらいあるか」を適切に評価できるかという問題である。

この効果測定については、一般的に効果として金額、人数、件数等定量的な情報を把握できる補助金等については比較的容易に行うことができるが、そうでないものについては、困難な場合が多い。むしろ、定量的に効果測定できる補助金等の方が少なく、現場では必要性は認識しながらも実際にはあまり行われてきていないというのが実態である。

しかし、このような状況が蔓延すると、効果測定できるものまで行わなくなったり、前年踏襲で交付が継続されてしまうという危険性がある。

報告書で指摘しているが、瑞穂市でもこのような状況が見受けられた。これでは結果的に無駄な支出となっているものがあるばかりではなく、本来もっと補助をすべきであるものに補助が行われていない可能性も生じてしまう。厳しい財政状況の中で公益性が認められたとしても、優先順位の高いものから交付対象としていく必要があるため、効果測定的重要性を再認識し、その方法を確立させていくことが重要である。

特に、瑞穂市独自の規則、要綱により交付している補助金等については、近隣市町の交付状況を参考に、定量的に効果を把握できるものは当然のこと、そうでないものについても、大原則である公益性の有無や時代に整合しているか、市民からの意見聴取、担当課以外の課からの評価など、様々な角度からの効果測定を試みる必要がある。

4 横断的な組織の整備

昨年の報告書でも述べたが、未だ合併前の旧穂積町、旧巢南町の名残があり、あるいは、各課ごとの縦割り意識があり、瑞穂市全体が一丸となって一つの目標に取り組んで行くという風土が構築されていない印象が強い。

補助金等の適正化についても、各々が自らの適正化のみを求めているは一向に前に進まないで、各課が協力して市全体での適正化を求めていく必要がある。

終わりに

最後に、今回の我々の報告書において、課毎に担当者が異なるため、同じような内容の負担金等であっても、指摘の仕方が異なる場合がある。ただ、仮に自分の課で指摘されなかった内容でも、同他の課で指摘されていることがあれば、それを真摯に受けとめ、誠実に対応して頂けることを望んでいる。